

# 業 務 仕 様 書

本業務の遂行場所である京都府立植物園は、国内外から年間90万人近くの入園者が憩う施設であることから、受託者はその公共性や設置目的を十分認識し、全ての入園者に対して施設の快適性やサービスの充足感など上質なサービスを提供し、何度も訪れたくなるような魅力の創出に資することにより、京都府立植物園の円滑な運営に寄与しなければならない。

この仕様書は、委託契約書に定めるもののほか、清掃委託業務に係る内容の大要を示すものであり、その他の軽微な事項及び本書に記載のない事項についても、甲が美観上若しくは建物管理上必要と認めて指示するときは、乙はこれを実施しなければならない。

## 1 作業区分と内容

区 分	分 類	内 容
日常清掃	A	掃き清掃、水拭き及び塵芥処理
	B	掃き清掃及び塵芥処理
定期清掃	C	床面・窓ガラス清掃
臨時清掃	D	水拭き清掃

## 2 作業対象箇所・作業日・回数等 別表のとおり

## 3 作業に関する注意事項

### (1) 基本的事項

- ア 作業実施の際は、入園者の安全を最優先とし、盗難、火災、その他の事故が発生しないよう十分注意すること。
- イ 作業実施に要する清掃資材、洗剤及び薬品及びトイレの手洗い石鹸、トイレットペーパー等の消耗品はすべて乙の責により準備すること。
- ウ 作業員は清掃業務に専念し、事務書類等に手を触れてはならない。又、清掃業務に必要な場所以外には立ち入ってはならない。
- エ 作業は静粛かつ丁寧に行い、建物、器物を損壊してはならない。又、通路、利用者あるいは壁等に、塵、ほこり、清掃用水を飛散させないよう十分注意すること。
- オ 甲の建物、備品等を損傷したときは、直ちに甲に届け出てその指示に従うこと。
- カ 作業が終了したときは、別に定める様式により、その日の作業内容を甲に報告し、その指示を受けること。
- キ 入園者用トイレについては、4月1日～5月31日及び9月1日～11月30日並びに3月1日～31日については複数体制で清掃を実施すること。

### (2) 「日常清掃」に関する個別事項

- ア 水拭き清掃は、床面の塵芥、泥等を掃き清掃後拭き取ったのち、モップによる水拭きを丁寧に行うこと。（床と便所のモップは区別すること）
- イ マット、椅子等移動可能なものは移動させたのち、塵芥が飛散しないよう入念に行うこと。
- ウ トイレは、砂、泥、汚物等を十分拭き取り、絞りモップで丁寧に水拭きすること。（なお、1日1回以上は専用洗剤を使用し、ブラシでこすり洗いを実施すること。臭気が発生した場合、又は発生する場合は、再度行うこと。）
- エ 便所は陶器の内側まで丁寧に薬品等を用いて洗浄するとともに、必要に応じ壁面も洗い拭きし、手洗用石鹸液を補充すること。
- オ 手洗所、湯沸場は床面水拭きのほか、洗面台、流し、鏡、茶がら入れの清掃を行うものとする。
- カ 多機能トイレ及び女子トイレの汚物は、毎日回収し、容器を水洗いすること。
- キ くずかごのごみ及び茶がらは毎日回収すること。
- ク 階段・テラスの手すりは、拭き清掃を行うこと。

### (3) 「定期清掃」に関する個別事項

- ア 洗剤等を用いて、丁寧に汚れを拭き取り、あわせて窓枠等の塵芥を除去すること。
- イ 年末の休園期間中に実施すること。

(4) 「臨時清掃」に関する個別事項

園内の入園者用トイレの便器等について、薬品等を用いて入念な清掃を実施すること。

4 その他

(1) 清掃作業員は携帯電話を所持して清掃作業に従事し、その携帯番号を植物園に届け出ること。

(2) 当該業務の営業責任者を選任して植物園に届け出ること。又、その営業責任者は随時、清掃作業対象箇所を巡回すること。